

高原町立広原小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、町・国・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「宮崎県いじめ防止基本方針」及び「高原町いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

内 容

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織
- 2 いじめの防止等に関する措置
 - (1) いじめの未然防止のための取組
 - (2) いじめの早期発見のための取組
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) 関係機関等との連携
 - (5) 人材の確保及び資質の向上
 - (6) インターネット上のいじめへの対策
 - (7) 啓発活動
 - (8) 出席停止の措置等
- 3 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
- 4 その他の留意事項
 - (1) 組織的な指導体制
 - (2) 校内研修の充実
 - (3) 校務の効率化
 - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
 - (5) 地域や家庭との連携
 - (6) 関係機関との連携

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

【参考】別紙1～4

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

(1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

(2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

(3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属団体の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの未然防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を、発達の段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

オ いじめの問題への取組の重要性について、学校全体に認識を広め、地域、家庭と一体

となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ウ 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

エ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

イ 教職員は日頃より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや学校評議員、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、学校や町教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

- (1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会（すこやか委員会）」を設置する。本会は、月1回を目安に開くこととし、いじめ事案発生時はそれに限らないこととする。
- (2) 「いじめ不登校対策委員会（すこやか委員会）」構成員
全職員、事例に応じて外部専門家
- (3) 「いじめ不登校対策委員会（すこやか委員会）」の役割
 - ア 未然防止
 - いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - イ 早期発見・事案対処
 - いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
 - ウ 学校基本方針に基づく各種取組
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）
 - いじめの防止等の対策を検討するにあたり、児童の意見を積極的に取り入れるため児童会との会合を企画する役割
- (4) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、「いじめ不登校対策委員会」は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童の前で取組を説明する等）を実施する。
- (5) いじめの早期発見のためには、「いじめ不登校対策委員会」は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにする。
- (6) 学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。
- (7) いじめについての情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップ

をとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

- (8) 第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、「いじめ不登校対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

- ア いじめは深刻な人権侵害であるという観点から、全ての教育活動の中で、人権教育の充実を図る。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- なお、道徳科において児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提示や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修の充実を図る。
- ウ 児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くために、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らがいじめの問題について考え議論する活動や、あいさつ運動、ボランティア活動などを推進する。なお、加えて、児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、感情をコントロールする力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。
- また、生命や自然を大切にすると心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動の充実を図る。
- エ 児童同士が思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育むピアサポート活動を推進する。
- オ 児童に達成感や充実感を味わわせるためのわかる授業や、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進する。
- カ 児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。
- キ 高原町一貫教育「徳育」部会における目指す姿「規範意識（学校や社会のルールを守り、よりよく生きようとする意識）を身に付け、他を思いやり、ふるさとを愛する児童」を全ての教職員で共有し、「徳育」部会の共通実践事項の徹底を図る。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ア 児童に対する「いじめに関するアンケート調査」を実施するとともに、教育相談の充実を図る。また「いじめられた児童、いじめた児童が発するサイン」（※ 別紙2、3参照）を、教職員及び保護者で共有し、観察チェックできるように努める。
- イ 「いじめ不登校対策委員会（すこやか委員会）」において、上記相談やアンケート結果の他、各学級担任がもっているいじめにつながる情報や配慮を要する児童に関する情報などを収集し、教職員間での共有を図る。
- ウ 児童及びその保護者がいじめに係る相談を適切に行うことができるよう、校内での相談窓口や、県教育研修センターに開設している「ふれあいコール」及び「高原町適応指

導教室の相談電話」についても、周知を図る。

エ 児童生徒からの相談において、児童生徒からのSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては、多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通す。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ不登校対策委員会」等への報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

イ 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

ウ 加害児童に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

エ 加害児童及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童及びその保護者との関係に配慮する。

オ これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を負う。

(ア) いじめられた児童とその保護者への支援

○ いじめられた児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

○ いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(イ) いじめた児童への指導又はその保護者への支援

○ いじめた児童への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。

- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。
- いじめた児童の保護者への支援
 - 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - ・ 児童や保護者の心情に配慮する。
 - ・ いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していく。
 - ・ 保護者の協力を得る。
 - ・ 何か気付いたことがあれば情報を提供していただく。
- 保護者同士が対立する場合などへの支援
 - 教職員が間に入って関係調整が必要な場合には中立、公平性を大切に対応する。
 - ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
 - ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
 - ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(ウ) いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

カ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ不登校対策委員会」等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ不登校対策委員会」等においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担

を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。なお、各学校の「いじめ不登校対策委員会」等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

(4) 関係機関等との連携

- ア いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会の連携及び関係機関との連携を図る。なお、学校において、いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の情報の共有や連携に努める。
- イ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、いじめの早期発見、早期解決に努める。
- ウ 町教育委員会や適応指導教室における相談体制の活用を図る。

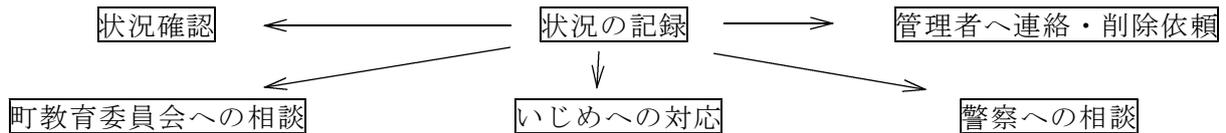
(5) 人材の確保及び資質の向上

- ア 全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようにするとともに、いじめが起らない学校をつくるための人権教育の教育内容・実践方法等についての研修を充実し、教職員の資質能力の向上を図る。また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用したり、県版資料「いじめ・不登校等諸問題への対応」等を参考にしたりするなどして、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修に努める。
- イ 教職員の不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものである事を共通理解し、体罰禁止の徹底を図る。

(6) インターネット上のいじめへの対策

- ア 特定の間人関係の中で行われる外部から見えにくい情報通信（クローズドコミュニケーション）を通じて行われるいじめへの対策について検討する。
- イ 児童及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることなどを理解させる取組を行う。その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、PTA総会や特別活動などを通じた情報モラル教育等の必要な啓発活動を行う。
- ウ 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

エ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(7) 啓発活動

ア いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、児童、保護者及び教職員に対し、必要な広報その他の啓発活動を行う。

イ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

(8) 出席停止の措置等

ア いじめを行った児童の保護者に対して、いじめ防止対策推進法第26条「出席停止制度の適切な運用等」及び町管理規則第23条に基づき、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるよう、当該児童の出席停止扱い等、状況に応じて必要な措置を講ずる。

3 重大事態への対応

(1) 学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

<p>(学校の設置者又はその設置する学校による対応) ※いじめ防止対策推進法第5章</p> <p>第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>
--

(7) 重大事態の意味

a 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

- b 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、
- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- c 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上述の目安にかかわらず、学校の設置者（以下「町教育委員会」という。）又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、町内小・中学校は町教育委員会を通じて町長に事態発生について報告する。（H28年10月高原町教育委員会『いじめ「重大事態」への対応』参照）

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体

- a 法第5章第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- b 重大事態が発生した場合には、町教育委員会に報告する。
- c 調査主体は、学校が主体となって行う場合と、町教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が調査を実施する。

(イ) 調査を行うための組織

- a 学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- b 学校が調査の主体となる場合、2(2)アにより設置される「いじめ不登校対策委員会」等を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- c 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

- a 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- b 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
- c 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的と

するものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- d 当該調査を実りあるものにするために、町教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- e 学校は町教育委員会と連携して、専門家委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・ いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて対応に当たる。

○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法は、原則として、在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

○ 自殺の背景調査における留意事項

- ・ 児童の自殺という事態が起きた場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ・ この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については法第5章第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。
- ・ 背景調査に当たり、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、

学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

(カ) その他留意事項

- a 法第4章第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第5章第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第4章第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第4章第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。
- b 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(7) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供

- a 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（い

じめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか) について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

b これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報 に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように留意する。

c 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(イ) 調査結果の報告

a 調査結果については、町教育委員会に報告する。

4 その他の留意事項

(1) 組織的な指導體制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会（すこやか委員会）による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」、高原町教育委員会における「いじめ対応マニュアル」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするためPTAや学校評議員、地域との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をする。

① 教育委員会との連携

○ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法

- 関係機関との調整
- ② 警察との連携
 - 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
 - 家庭教育相談員の活用
 - 児童委員民生委員の活用
 - 家庭の養育に関する指導・助言
 - 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - 精神症状についての治療、指導・助言

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び高原町の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- (2) 学校の基本方針については、学校経営案に記載するとともに、年度初めにPTA総会、学校評議員会で説明する。児童の現状や課題等については学校関係者評価委員会において定期的な報告を行い、児童の実情や課題に合わせ、基本方針の改善や見直しをしていく。